

平成 26 年第 3 回定例会(9 月)議決結果

第3回定例会が平成 26 年 9 月 5 日から 18 日までの 14 日間の会期で開催されました。条例、決算、補正予算など 35 議案が上程され、次のとおり議決されました。

【条 例】

●子ども・子育て関連3法制定に関する条例

幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実を目的として、子ども・子育て関連3法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、関係法律の整備等のに関する法律)が平成 24 年8月に成立しました。この法律の施行により、平成 27 年4月から子ども・子育て支援新制度が実施される予定となり、その実施に向けた準備として、次の3条例を制定することになりました。

○芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の設備及び運営について基準を定めた条例です。

(可決 満場一致)

○芦屋町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めた条例です。

(可決 満場一致)

○芦屋町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

児童福祉法の改正により家庭的保育事業等の設備及び運営について基準を定めた条例です。

(可決 満場一致)

●芦屋町保育料徴収条例の一部を改正する条例の制定

●芦屋町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例の制定

「母子及び寡婦福祉法」が、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と改称されることに伴い、必要な事項を改正するものです。

(可決 満場一致)

●芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例及び芦屋町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定

引用している法律名が改称されることに伴い、必要な事項を改正するものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定**

「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」及び「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、引用条項を改正するものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定**

企業の進出及び定着を促進していくため、事業所を新設・増設・移設の場合の投下固定資産総額や常時従業員数の緩和を行うとともに、奨励措置として、固定資産税の課税免除期間を3年から5年に延長するものです。

また、商業区域の特例についても、飲食サービス業(風俗営業等は除く)を加え、投下固定資産総額や常時従業員数等の緩和を行うものです。

(可決 満場一致)

●**芦屋町長期継続契約に関する条例の制定**

事務の円滑化及び効率化を図るため、長期継続契約を締結できる契約を規定するための条例を制定するものです。

(可決 満場一致)

【契 約】

●**遠隔テレビ装置購入契約の締結**

X線を発して透視をしながら患部を処置する「遠隔テレビ装置」は、芦屋中央病院に導入後10年が経過し、機器の老朽化への対応や現状に応じたシステムへの見直しが必要になったことから、買い替えを行い、医療の質の向上を図るものです。

(可決 満場一致)

【予 算】

●**平成 26 年度芦屋町一般会計補正予算(第3号)**

歳入歳出それぞれ 3,700 万円の増額補正を行うものです。

歳入＝社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,360 万円や木造戸建て住宅耐震改修補助金 60 万円、地域ケア会議活用推進事業補助金 46 万円を措置したほか、普通交付税や地方特例交付金を減額計上し、地方債や財政調整基金繰入金を増額計上しています。

歳出＝学校教師用パソコンのリース料 210 万円、社会保障・税番号制度システム整備事業委託及び第 5 次実施設計委託(2ヵ年事業のため 債務負担行為)1,540 万円を措置しています。

(可決 賛成多数)

●平成 26 年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算(第 1 号)

収益的収入では、ミニボートピア宮崎の開設に伴う開催収入などの営業収益を 11 億 9,101 万円計上し、収益的支出では、開催費などの営業費用 11 億 6,500 万円を増額しています。また、資本的支出として、芦屋本場施設の敷地の一部の土地購入費 3,270 万円を計上しています。

(可決 賛成多数)

●平成 26 年度芦屋町公共下水道事業会計補正予算(第 1 号)

資本的支出において、社会資本整備総合交付金による浄化センター再生可能エネルギー発電設備実施設計を行うため、下水道事業計画変更委託が必要となり 280 万円を増額補正するものです。

(可決 満場一致)

【決 算】

●平成 25 年度芦屋町一般会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町後期高齢者医療特別会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町給食センター特別会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町モーターボート競走事業会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町病院事業会計決算の認定

(認定 賛成多数)

●平成 25 年度芦屋町国民健康保険特別会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町国民宿舎特別会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町訪問看護特別会計決算の認定

●平成 25 年度芦屋町公共下水道事業会計決算の認定

(認定 満場一致)

【請 願】

●国会に憲法改正の実現を求める意見書の提出を求める請願書

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、改正が行われたことは一度もありません。

しかし、70 年の長い年月の間、国内外の諸情勢は劇的な変化を遂げ、日本を取り巻く外交安全保障情勢の変化をはじめ、家族、環境などの諸問題、そして大規模災害等への対応が求められています。

よって、国に対して、新たな時代にふさわしい憲法に改めるため憲法審査会において、憲法改正案を策定し、国民に丁寧に説明するとともに、国民的な議論を経て国民が自ら判断する国民投票を実施できるよう強く要望する意見書の提出を求める請願です。

(採択 賛成多数)

●**手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書**

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書の提出を求める請願です。

(採択 満場一致)

●**芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)設置を求める請願書**

特別養護老人ホーム設置に関する決定過程について調査するため、芦屋町議会内に調査特別委員会(百条委員会)の設置を求める請願です。

(不採択 賛成少数)

【陳情】

●**ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書**

ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責任です。

現在、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているので、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額の治療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難をきたしています。

よって、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること及び身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを要望する意見書を求める陳情です、

(採択 満場一致)

【意見書】

●**集団的自衛権の行使容認に反対する意見書**

日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれ、国民主権主義、人権尊重主義、平和主義を基本原則とし、権力保持者の恣意によることなく、法に従って権力が行使されるべきであるという政治原則(立憲主義)を規定しています。よって、国においては、戦争のない平和な日本、平和なアジアと世界を目指す立場から、現憲法下において集団的自衛権の行使を可能とする全ての立法や政策を行わないよう強く要望する意見書です。

(否決 賛成少数)

●**玄海原発の再稼働に反対する意見書**

芦屋町は、玄海原発の風下にあり、玄海原発が再稼働され、過酷な事故が発生すれば、町民は大量の放射性物質を浴びる可能性が高く、避難が必要になります。

一方、北九州市の響灘では、炭酸ガスの発生量が少なく、原子力発電よりも安価に発電を行える玄海原子力発電所の3、4号機とほぼ同じ発電量の160万キロワットのLNGコンバインドサイクル発電所(GTCC)の建設が決まっています。

よって、福岡県、政府に対して、県民の総意として、佐賀県に対し原発の再稼働を認めないよう申し入れるとともに、九州電力に対し、玄海原子力発電所の再稼働を行わないよう強く要請することを要望する意見書です。

(否決 賛成少数)

●**国会に憲法改正の実現を求める意見書**

(可決 賛成多数)

●**手話言語法(仮称)の制定を求める意見書**

(可決 満場一致)

●**ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書**

(可決 満場一致)

【人 事】

●**芦屋町固定資産評価審査委員会委員の選任同意**

平成26年10月4日をもって現在の三好利孝氏が任期満了となるため、後任に塩田謙治氏の選任が提案されました。

氏 名 塩田 謙治

生年月日 昭和21年7月17日

住 所 芦屋町正門町

(同意 満場一致)

●**監査委員の選任同意**

平成26年9月28日をもって任期満了となるため、再度、中西一雄氏の選任が提案されました。

氏 名 中西 一雄

生年月日 昭和19年2月23日

住 所 芦屋町西浜町

(同意 満場一致)

●**芦屋町人権擁護委員の候補者の推薦**

人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき、新たに松田義春氏を推薦するものです。

氏名 松田 義春

生年月日 昭和28年3月1日

住所 芦屋町山鹿

(同意 満場一致)

【その他】

●**平成25年度芦屋町モーターボート競走事業会計未処分利益剰余金の処分**

未処分利益剰余金8億3,950万のうち、3億円を建設改良積立金へ残りを利益積立金へ積み立てるものです。

(可決 満場一致)

【報告】

●**平成25年度芦屋町財政健全化判断比率等の報告**

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告が行われました。